条例対象工場・事業場となった日又は 前任の主任者が解任された日から60日以内 に選任を行い、選任をした日から30日以内 にこの届出を行うこと。

様式第 49 号 (第 93 条、第 95 条関係)

公害防止主任者 届出書

公害防止主任者 <del>(公害防止主任者の代理者)</del> 選任 (<del>死亡、</del>解任) 届出書 令和○○年△△月□□日

(あて先) 川口市長

氏名又は名称及 び住所並びに法 届出者 人にあつてはそ の代表者の氏名

○○県○○市○○-△△-△△
□□金属加工 株式会社 代表取締役 □□ ○○

(電話番号

000-444-0000)

埼玉県生活環境保全条例第 113 条第 3 項 <del>(第 115 条第 2 項において準用する第 118 条第 3 項)</del> の規定により、次のとおり届け出ます

指定	工場等		Eの対象 日金属	となん	る工場			×工場	※整	至理番号						
1. 肾子 1. 肾毛 /// 服 //、掷 1. "一"					Eの対象 口市〇		,,	3 .3			※受理年月日					
大:	気 関 化	系	排	出	ガ	ス	Ē	計 台	象施設  計を記	$\mathcal{O}_{\lambda} \bigcirc \mathcal{O}_{\mathbf{m}^3 N}$	h ※指	定工場等				
		N/N	ばい	煙発	生施	設の	)種类	須!	別紙 1	のとおり。	※備		<b>π</b> ∔.	レンケナ	+	
水	質関	系	排	出	水	の	Ē	i l		$\bigcirc\bigcirc$ m <sup>3</sup> /		夏数の公害 選任する場 <sup>。</sup>		<b>上土壮有</b>	8	
			汚水	等排	出施	設の	)種类	領!	別紙 2	このとおり。		たれぞれの		系ごとに		
	・振動関係		騒音	<ul> <li>振重</li> </ul>	助発生的	施設の	の種類			3のとおり。 公害防止主任者の届						
タ゛イオ	キシン類関化	係	タ゛ イオ	キシン類	頁発生 於	を設く	の種類	類	別紙 4	のとおり。		うこと。				
					選	任	年	月	目	届出日前の1ヶ	·月以内 <i>0</i> <b>令和</b>	)日付 <b>1〇〇年口</b> 口	]月』	ΔΔΗ		
					職名			製	造部	主任	氏名	$\triangle$	Δ	$\triangle \triangle$		
選	公害防	i止:	主任者	EX	担当業務の範囲					○○関係公害防止主任者						
H	   ( 八字四	⊢.I.	シゖ゠	tz )	公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)が他の指定工場等					複数の工場等に掛かる兼務がなければ空欄とする。						
任	壬 <del>公害防止主任者</del>					代理者	皆)を	兼ね	防止主る場合							
		J	は、その兼ねている指定工場 の名称および所在地													
					選	任	Ø	事	由	異動による選任						
			死亡	. 1	解任	年	月日		令和(	令和○○年□□月△△日						
					職名			製造	主略者	任	氏名		]			
解 公害防止主任者				担当業務の範					☑ 囲 ○○関係公害防止主任者							
				\	公害防止主任者(公害院者の代理者)が他の指定					複数の工場等	学の兼務	の兼務を行っていた場合のみ記入する				
任	公吉		の公害防止主任者(公害防 任者の代理者)を兼ねる				る場合									
		7	は、その の名称#				工場等									
		解任の事由					異動による解任									

- 大気関係、水質関係、騒音・振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する欄に所要事項を記載すること。「公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)」の欄には、「○○関係公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)」と記載すること。 備老

  - 止主任者の代理者)」と記載すること。
    公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)を2名以上選任する場合は、「公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)」の欄を追加して記載すること。
    ※印の欄は記載しないこと。
    用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
    公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)が他の指定工場等の公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)が他の指定工場等の公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)を兼ねる場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号)第5条第2号ただし書に基づく基準を満たしていることを証する書類を添付すること。

## ばい煙発生施設の種類

番号	施 設 の	) 名 称	項番号	施 設 の 規 模	施 設 の 用 途					
1	ボイラー		1	2,400 Nm³/h	給湯用					
2	ボイラー		1	2,400 Nm³/h	事務所內冷房用					
3	加熱炉		6	4,300 Nm³/h	製造用					
4										
5										

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の名称を記載する こと。
  - 2 「項番号」の欄には、同令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。
  - 3 「施設の規模」の欄には、同令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。
  - 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、 中間製品等の名称を記載すること。

## 汚水等排出施設の種類

番号	施	設	の	名	称	号番号	施	設	の	用	途
1	酸又は	エアルカリ	による表	長面処理加	色設	6 5	ガラ	ス製品の	のフッ素	をによる?	先浄
2	電気&	かっき施	設			6 6	製品	品のクロ、	ームめっ	き	
3											
4											
5											

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設の名称を記載すること。
  - 2 「号番号」の欄には、同令別表第1に掲げる号番号を記載すること。
  - 3 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、 中間製品等の名称を記載すること。

## 騒音発生施設・振動発生施設の種類

番号	施	設	の	名	称	公	称	能	力	台 数	施	設	の	用	途	
1	機械プレス						490	kN		1	金属板打ち抜き加工					
2	せん断機						5. 5	5 k W		1	金属板の切断					
3																
4																
5																

- 備考 1 この表には、施設の種類、公称能力及び施設の用途が同一の場合はまとめて記載するものとし、 同一の種類であっても公称能力又は施設の用途が異なる場合はその異なる施設ごとに記載すること。
  - 2 「施設の名称」の欄には、騒音規制法施行令別表第1又は振動規制法施行令別表第1に掲げる施 設の名称を記載すること。
  - 3 「公称能力」の欄には、騒音規制法施行令別表第1又は振動規制法施行令別表第1に掲げる施設の種類ごとに規定する能力の単位を用いて記載すること。ただし、油圧プレス及び機械プレスについては呼び加圧能力(キロニュートン)を、鍛造機については落下部分の重量(トン)を記載すること。
  - 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、 中間製品等の名称を記載すること。



## ダイオキシン類発生施設の種類

番号	施設	の	名	称	別表番号	号番号	施	設	の	規	模	施	設	の	用	途
1	廃棄物焼却炉			i	1	5	50 kg/h				機密文章の焼却					
2																
3																
4																
5																

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1又は別表第2に掲げる施設の名称を記載すること。
  - 2 「別表番号」の欄には、当該施設が同令別表第1に掲げる施設であるときは「第1」、同令別 第2に掲げる施設であるときは「第2」と記載すること。
  - 3 「号番号」の欄には、同令別表第1又は別表第2に掲げる号番号を記載すること。
  - 4 「施設の規模」の欄には、同令別表第1に掲げる規模を記載すること。ただし、同令別表第2 に掲げる施設にあっては、記載しないこと。